

## 高額療養費制度をご存じですか？

医療費の自己負担が高額になり、ひと月にかかった医療費が一定の基準(自己負担限度額)を超えた場合、超えた金額分が支給されます。この基準である自己負担限度額は、年齢、所得に応じて変わります。



皆野町けんこう大使  
み～な



からのお知らせ

### ■医療機関などに自己負担限度額を超えて支払った場合

自己負担限度額と支払った金額の差額が高額療養費として払い戻しされます。

該当者には受診後3か月ほどで、「高額療養費支給申請のご案内」を送付します。ご確認のうえ、申請手続きをしてください。申請の際、受診した医療機関などの領収書を確認しますので、保管しておくようお願いします。

### ■あらかじめ医療費が高額になると見込まれる場合

入院など、高額な医療費が見込まれる場合、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関に提示するとひとつの医療機関での支払いは限度額までとなります。必要な場合は交付申請をしてください。

～所得の申告を忘れずに～

自己負担限度額の判定に所得の申告が必要です。忘れずに正しく申告しましょう。

### 70歳未満のかたの自己負担限度額(月額)

所得区分		3回目までの限度額	4回目以降の限度額(※)
ア	901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	600万円超～901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	210万円超～600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

### 70歳以上75歳未満のかたの自己負担限度額(月額)

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 4回目以降(※)は140,100円	
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 4回目以降(※)は93,000円	
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 4回目以降(※)は44,400円	
一般(課税所得145万円未満)		18,000円(※2) 年間上限144,000円	57,600円 4回目以降(※)は44,400円
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ			15,000円

※過去12か月に限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合